

令和8年8月1日発行版

# 活動的な人生を おくるために

社会福祉法人 上寿の会

ケアハウス オパール室蘭

Older People with Active  
Lifestyles



## 上寿の会の想い

jyoujyunokai ideology

法人理念

# 活動的な生活

Older People with  
Active Lifestyles

活動的な人生をおくるために

室蘭市高平町の静かな環境で室蘭の素晴らしい景色を360度望めます。

入居者様やご家族様、地域の要望を大切にし、豊かで安心できる日々がおくれるよう、温かい心のこもった支援の提供を心がけております。

尊厳とプライベートに配慮し個々に合わせた生活をおくれるような支援に努めております。

## 施設

relaxation home

## プライバシーを大切に

自宅で生活していたように、時間や空間を大切にしてもらいたい。

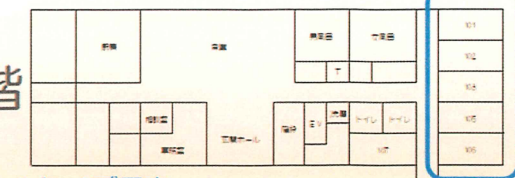
定員70室すべてが個室で、個人のプライバシーを守ります。

談話室やリビングなど、入居者同士や家族と交流が深められるスペースとなっています。



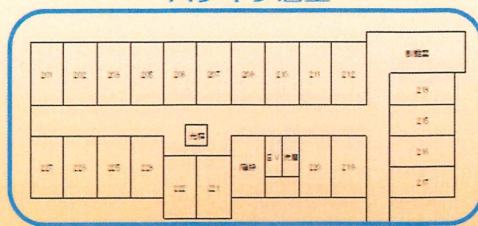
Aタイプ居室

1階



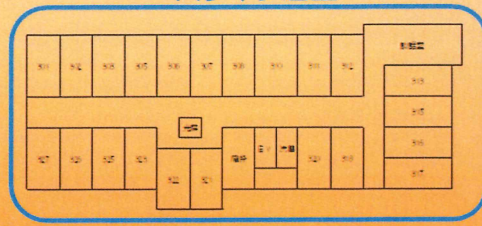
Aタイプ居室

2階



Aタイプ居室

3階



Bタイプ居室



Bタイプ居室

## ●居室タイプ別対象入居者の目安（介護保険サービスを利用する場合）

Aタイプ：入浴・掃・除洗濯・お薬の介助をおこないますが、トイレや着替え食堂へ来ることが自ら行える方。

Bタイプ：Aタイプの介助に加えて、おトイレや移動・着替え等の身体的な介助を終日必要とする方。

## レクリエーション

recreation



## 活動的な生活

## 刺激を受けて

地域の方々のご協力もいただきながら各月のレクリエーションや季節に合わせたレクリエーションを行います。  
楽しみを持ち日々を過せるよう企画に取り組んでいます。



## 主な行事紹介

|       |         |          |
|-------|---------|----------|
| ■ その他 | ■ 季節行事  | ■ 月行事    |
| 美容師来設 | オパール祭   | いきいき体操   |
|       | お花見ドライブ | カラオケクラブ  |
|       | 敬老会     | ボランティア活動 |
|       | クリスマス会  | トランプクラブ  |
|       | 新年会     | お誕生会     |

## 提供サービス

provides services

### 基本サービス

- 生活上の相談・助言
- 健康上の相談・助言
- 食事の提供
- 入浴環境の提供
- レクリエーション・余暇の提供
- 緊急時の対応

### 特定施設入居者生活介護サービス

- 生活支援…居室清掃・洗濯・寝具交換
- 入浴支援…見守りから全ての支援
- 移動支援…見守りから車いす等での移動・移乗の支援
- 食事支援…見守りから摂取の支援
- 排泄支援…見守りから排泄行為の支援
- 薬の管理…お薬をお預かりし適宜内服確認の支援
- 健康管理…状態の観察から医療機関との調整の支援
- 夜間支援…2名の介護職員が勤務しており排泄や移動ナースコールの対応等を行います。

## 施設概要

equipment outline

|        |                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| ■ 建物   | 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建(スプリンクラー設置)                             |
| ■ 定員   | 70名(自立・介護入居合わせて)                                            |
| ■ 居室数  | 全室個室 1人部屋…70室(うち夫婦部屋対応居室…5カ所)                               |
| ■ 居室設備 | 洗面台・トイレ・クローゼット・床暖房・ナースコール・ミニキッチン(流し台・IHクッキングヒーター設置居室もあり)    |
| ■ 共用設備 | 食堂(3カ所)・浴室(4カ所)・談話室(2カ所)<br>洗濯乾燥室(5カ所)・機能訓練室(1カ所)・エレベータ(2機) |

# ケアハウスでの自立した生活や 介護サービスを利用して生活される方について ～入居基準・サービス等の概要です～

## Q 1. どのような場合に入居ができますか？

- ◆ 60歳以上の方、夫婦の場合は一方が60歳以上であれば入居可能です。
- ◆ 高齢のため1人で生活するのに不安を感じている方。
- ◆ 家庭環境・住宅事情・生活環境により家族と同居することが困難な方。
- ◆ 入浴や食事が1人でできる方。【介護契約を結ぶことで介助が可能です。】
- ◆ 共同生活を送ることに支障ない方。
- ◆ 医療行為を必要としない方。【インシュリン等の注射・在宅酸素・経管栄養・導尿等】
- ◆ 咀嚼や嚥下に問題のない方【誤嚥を予防するトロミ等の食事の提供は行っていません。】
- ◆ 保証人をたてれる方。【室蘭近郊に居住して、独立の生計を営む方】

## Q 2. どのようなサービスが受けられますか？

- ◆ 食事と入浴を中心とした入居施設です。
- ◆ 生活や健康上の相談に応じます。
- ◆ 疾病・負傷などの緊急時の援助を行います。
- ◆ 介護契約を結ぶことで日常生活をすごすための介助を受けることができます。  
【入浴・掃除・洗濯・移動・排泄・薬の管理等】

## Q 3. 介護が必要な場合はどのようにしたらいいですか？

- ◆ 介護保険の認定を受けていただきます。  
【要支援1・2 要介護1・2・3・4・5の方が利用可能となります。】
- ◆ 特定施設入居者生活介護契約【介護契約】を結びケアプランに基づき、入浴や掃除等の身体・生活支援を受けることができます。  
対応可能が困難な内容もございます。詳しい内容についてはお問い合わせください。
- ◆ 料金については、特定施設入居者生活介護利用料金表をご覧ください。【5ページ】

## Q 4. 居室が2種類ありますが違いは？

- ◆ 居室タイプは入居者の身体の状況によりタイプが変わります。
- ◆ Aタイプ：入浴・掃除洗濯・お薬の介助をおこないますが、トイレや着替え食堂へ来ることが自ら行える方。IHヒーターを備えたミニキッチンと電話機が設置されております。
- ◆ Bタイプ：おトイレや移動・着替え等の身体的な介助や声掛けを終日必要とする方。  
ナースコールの設置があり、夜間勤務者の詰め所や食堂が居室のすぐ近くにございます。

## Q 5. 通院・外出・外泊・面会についてはどうですか？

- ◆ 病院の受診や買い物などの外出については、基本的にご家族等での付添いとなります。
- ◆ 面会・外出・外泊は申し出頂ければ原則自由です。ただし、お一人での外出が困難な方の外出や通院は、ご家族等で付添をお願いします。
- ◆ 面会時間：午前10時から11時・午後1時30分から4時まで
- ◆ インフルエンザや感染症が流行している時期については、制限を設けることがあります。

## Q 6. 夜間の対応はどうなっていますか？

- ◆ 夜間は2名の職員が勤務しています。
- ◆ 夜間は、21・0・3・6時の4回見回りをおこないます。
- ◆ ナースコールや電話機、非常で職員へ連絡を取ることができます。
- ◆ 居室のタイプにより移動や排泄の介助を受けることができます。

### Q 7. 緊急時の対応はどのようになっていますか？

- ◆ 状態確認を行い、必要に応じて応急処置を実施します。
- ◆ 医療機関へ連絡し指示を受けます。緊急性が高いと判断した場合は、救急車または施設車両で搬送します。
- ◆ ご家族または身元引受人へ速やかに連絡し状況をご報告します。医療機関受診の場合は、医療機関へ来ていただき説明を受けていただきます。
- ◆ 施設では病院から説明を受けた内容について治療方針の決定や同意をすることはできません。同意書への署名も行うことはできません。

### Q 8. 健康管理はどのようになっていますか？

- ◆ 毎年健康診断を実施しています。
- ◆ 血圧測定や体重測定等で健康状態の観察を行い相談助言をおこないます。
- ◆ ご家族や地域医療機関との連携を行います。

### Q 9. 入居希望の場合はどのようにすれば良いですか？

- ◆ お問い合わせいただき、施設サービスの説明を受け入居申込書を提出して下さい。
- ◆ 面談により身体や健康状態の確認おこない入居の判定をさせていただきます。
- ◆ 入居判定後に健康診断を受けていただきます。【保険適用外となります。】

### Q 10. どのような場合に契約が解除になりますか？

- ◆ 正当な理由がなく利用料等を滞納した場合。
- ◆ 他の入居者の生活に迷惑をかけ、重大な影響を及ぼすと判断された場合。
- ◆ 継続的な医療行為が必要となった場合。終末期を迎えられた場合。
- ◆ 経口から安全に栄養を摂れない場合。  
【食欲の低下や誤嚥肺炎につながる可能性が高い状態となった場合。】

### Q 11. 利用料はいくらですか？

- ◆ 収入状況等に応じて認定された所得階層区分により利用料のうち事務費の徴収額が変動する仕組みとなっています。入居時及び毎年1回(7月に見直し)、収入階層を決定し事務費の本人徴収額を決定します。【必要書類は別途ご案内いたします。】
- ◆ 入居一時金は必要ありません。【退居時に破損等がありました修繕していただきます。】
- ◆ 毎月の利用料は事務費・生活費・管理費・冬期は暖房費・居室での光熱費になります。
- ◆ ケアハウス利用料金表をご覧ください。【4ページ】

### Q 12. どのような職種が支援にあたっていますか？

- ◆ 施設長・生活相談員・ケアマネージャー・看護師・機能訓練指導員・介護士・栄養士

### Q 13. 建物や部屋などは、どのようになっていますか？

- ◆ 定員は70名。1人1部屋での契約となります。
- ◆ 50室は約15畳(24㎡)、増設棟20室は約12畳(19㎡)です。
- ◆ 居室には、トイレ・洗面台・ミニキッチン・呼出ボタン・クローゼットを備えています。
- ◆ 館内には食堂・浴室・相談室・洗濯室・談話室等があります。
- ◆ 暖房設備は全館床暖房です。

### Q 14. 防災設備どのようになっていますか？

- ◆ 鉄筋コンクリート造の耐火建築物になっています。
- ◆ 各感知器・スプリンクラー・補助散水栓・消火器・防火扉・を設置しています。
- ◆ 消防への自動通報装置を設置しています。

# ケアハウス利用料金表

社会福祉法人 上寿の会  
ケアハウス オパール室蘭

## 1. 介護サービスを利用しない方(一般入居)

令和8年8月1日現在

| 階層 | 対象収入による区分<br>〔収入申告額<br>前年の1月～12月分〕 | 事務費<br>〔サービス提供に<br>要する費用〕 | 生活費    | 管理費<br>〔住居に要する<br>費用〕 | A<br>計  | B<br>暖房費10月～4月<br>9,220円加算 |
|----|------------------------------------|---------------------------|--------|-----------------------|---------|----------------------------|
| 1  | 1,500,000 以下                       | 10,000                    | 51,804 | 20,000                | 81,804  | 91,024                     |
| 2  | 1,500,001 ～ 1,600,000              | 13,000                    | 51,804 | 20,000                | 84,804  | 94,024                     |
| 3  | 1,600,001 ～ 1,700,000              | 16,000                    | 51,804 | 20,000                | 87,804  | 97,024                     |
| 4  | 1,700,001 ～ 1,800,000              | 19,000                    | 51,804 | 20,000                | 90,804  | 100,024                    |
| 5  | 1,800,001 ～ 1,900,000              | 22,000                    | 51,804 | 20,000                | 93,804  | 103,024                    |
| 6  | 1,900,001 ～ 2,000,000              | 25,000                    | 51,804 | 20,000                | 96,804  | 106,024                    |
| 7  | 2,000,001 ～ 2,100,000              | 30,000                    | 51,804 | 20,000                | 101,804 | 111,024                    |
| 8  | 2,100,001 ～ 2,200,000              | 35,000                    | 51,804 | 20,000                | 106,804 | 116,024                    |
| 9  | 2,200,001 ～ 2,300,000              | 40,000                    | 51,804 | 20,000                | 111,804 | 121,024                    |
| 10 | 2,300,001 ～ 2,400,000              | 45,000                    | 51,804 | 20,000                | 116,804 | 126,024                    |
| 11 | 2,400,001 ～ 2,500,000              | 52,000                    | 51,804 | 20,000                | 123,804 | 133,024                    |
| 12 | 2,500,001 ～ 2,600,000              | 59,000                    | 51,804 | 20,000                | 130,804 | 140,024                    |
| 13 | 2,600,001 以上                       | 65,700                    | 51,804 | 20,000                | 137,504 | 146,724                    |

## 2. 介護サービスを利用される方(特定施設入居者生活介護)

| 階層 | 対象収入による区分<br>〔収入申告額<br>前年の1月～12月分〕 | 事務費<br>〔サービス提供に<br>要する費用〕 | 生活費    | 管理費<br>〔住居に要する<br>費用〕 | C<br>計  | D<br>暖房費10月～4月<br>9,220円加算 |
|----|------------------------------------|---------------------------|--------|-----------------------|---------|----------------------------|
| 1  | 1,500,000 以下                       | 10,000                    | 51,804 | 20,000                | 81,804  | 91,024                     |
| 2  | 1,500,001 ～ 1,600,000              | 13,000                    | 51,804 | 20,000                | 84,804  | 93,824                     |
| 3  | 1,600,001 ～ 1,700,000              | 16,000                    | 51,804 | 20,000                | 87,804  | 97,024                     |
| 4  | 1,700,001 ～ 1,800,000              | 19,000                    | 51,804 | 20,000                | 90,804  | 100,024                    |
| 5  | 1,800,001 ～ 1,900,000              | 22,000                    | 51,804 | 20,000                | 93,804  | 103,024                    |
| 6  | 1,900,001 ～ 2,000,000              | 25,000                    | 51,804 | 20,000                | 96,804  | 106,024                    |
| 7  | 2,000,001 ～ 2,100,000              | 30,000                    | 51,804 | 20,000                | 101,804 | 111,024                    |
| 8  | 2,100,001 以上                       | 33,200                    | 51,804 | 20,000                | 105,004 | 114,224                    |

- 特定サービス契約された方については、別に介護保険サービス利用料金が加算されます。
- 対象収入とは、前年の年金等の収入から租税や社会保険料・医療費等の必要経費を控除した額です。
- 夫婦で入居した場合は、夫婦の対象収入を合算した額の1/2をそれぞれの対象収入とします。  
また、その額が150万円以下の場合は夫婦それぞれの事務費の額が7,000円となります。
- 暖房費として10月から4月の間は毎月9,220円が加算されます。
- 事前に申告いただき1日3食欠食した場合は、生活費より1日774円控除します。
- 光熱費の目安：居室で利用される光熱費が加算されます。

| 水道代        | 電気代         | 電話代         | ゴミの収集代   | E<br>合計(目安) |
|------------|-------------|-------------|----------|-------------|
| 2,580円(定額) | 基本料805円に使用分 | 基本料308円に使用分 | 600円(定額) | 7,000円程度    |

# 特定施設入居者生活介護利用料金表

\*\*\*介護サービス契約\*\*\*

社会福祉法人 上寿の会

特定施設入所者生活介護オパール室蘭

令和8年8月1日現在

| 月の<br>日数 | 要介護状態区分    | 要支援1  | 要支援2   | 要介護1   | 要介護2   | 要介護3   | 要介護4   | 要介護5   |
|----------|------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | 1日の基本単位    | 183   | 313    | 542    | 609    | 679    | 744    | 813    |
| 28       | 基本+体制加算(A) | 5,628 | 9,268  | 15,680 | 17,556 | 19,516 | 21,336 | 23,268 |
|          | 処遇改善加算(B)  | 833   | 1,372  | 2,321  | 2,598  | 2,888  | 3,158  | 3,444  |
|          | 合計 A+B     | 6,461 | 10,640 | 18,001 | 20,154 | 22,404 | 24,494 | 26,712 |
| 29       | 基本+体制加算(A) | 5,829 | 9,599  | 16,240 | 18,183 | 20,213 | 22,098 | 24,099 |
|          | 処遇改善加算(B)  | 863   | 1,421  | 2,404  | 2,691  | 2,992  | 3,271  | 3,567  |
|          | 合計 A+B     | 6,692 | 11,020 | 18,644 | 20,874 | 23,205 | 25,369 | 27,666 |
| 30       | 基本+体制加算(A) | 6,030 | 9,930  | 16,800 | 18,810 | 20,910 | 22,860 | 24,930 |
|          | 処遇改善加算(B)  | 892   | 1,470  | 2,486  | 2,784  | 3,095  | 3,383  | 3,690  |
|          | 合計 A+B     | 6,922 | 11,400 | 19,286 | 21,594 | 24,005 | 26,243 | 28,620 |
| 31       | 基本+体制加算(A) | 6,231 | 10,261 | 17,360 | 19,437 | 21,607 | 23,622 | 25,761 |
|          | 処遇改善加算(B)  | 922   | 1,519  | 2,569  | 2,877  | 3,198  | 3,496  | 3,813  |
|          | 合計 A+B F   | 7,153 | 11,780 | 19,929 | 22,314 | 24,805 | 27,118 | 29,574 |

※ 合計の額が月の基本的な請求額となります。

※ 外泊や入院した際に請求額が変わる場合があります。

※ 自己負担割合が2割負担の方は額が2倍に、3割負担の方は額が3倍になります。

## 利用料概算表

|           | ケアハウス料金 | 居室の光熱費  | 介護サービス料金 | 一月のご請求額 |
|-----------|---------|---------|----------|---------|
| 介護を必要としない | AまたはBを  | E       | ×        | 合計      |
| 介護を必要とする  | CまたはDを  | E       | F        |         |
| 記号        |         | E       |          |         |
| 金額        | 円       | 約7,000円 | 円        | 円       |
|           | a       | b       | c        | d=a+b+c |

オパール室蘭

伊達

スーパーアークス

ケースデンキ

郵便局

国道37号線

ホンダカーズ

室蘭・登別

セイコーマート

室蘭中央自動車学校

社会福祉法人 上寿の会  
ケアハウス オパール室蘭  
〒050-0062 室蘭市高平町16番地8  
電話 0143-46-6150  
ファックス 0143-46-6151  
E-MAIL opal@hyper.ocn.ne.jp  
ホームページ <http://jyoujyu.net>